

老人クラブ 傷害保険の概要

〈自分がケガをした時の保険です(病気は対象外)〉一部のタイプでは特定感染症に感染した場合や、他人の物を壊したり、他人にケガをさせた場合も対象となります。

※都道府県・指定都市および市区町村老人クラブ連合会に所属されていない老人クラブは加入できません。

1 加入の条件

- ①所属の老人クラブ連合会に届出している「正式な単位老人クラブ名」での申し込みが必要です。
 - ②愛称・略称・サークル・部会および地区・校区・連合会等の名称では加入できません。
- ※クラブ横断的なグループの場合は、会員が所属する各単位老人クラブからの加入依頼となります。

2 対象

老人クラブ会員に限ります。**1人1口加入で年齢制限はありません。**

加入手続きは所属の老人クラブの保険担当者に取りまとめる団体傷害保険です。

「老人クラブ」とは ●ここでいう「老人クラブ」とは、市区町村老人クラブ連合会(以下、老連)に所属し、都道府県・指定都市老連、全国老人クラブ連合会(以下全老連)に連なる組織の構成単位を指します。

町内の老人クラブ(所属老人クラブ) ⇔ 市区町村老連 ⇔ 都道府県・指定都市老連 ⇔ 全老連

- 保険加入クラブが組織から中途離脱した場合**:速やかに「全老連保険係」までご連絡ください。**市区町村老連や保険加入クラブが解散または上記組織から離脱した場合**、満期までは保険は有効ですが、更新はできません。保険加入会員が退会した場合も同様です。

保険担当者とは 保険担当者は次の実務を実際に担当いただく方(お一人)を届け出てください。

- 【保険担当者の実務】
- ①加入依頼書の作成および掛金の取りまとめと払込
 - ②加入依頼書控えと払込受領証の保管
 - ③保険金請求のしおり配布
 - ④「ケガの届出用紙」用紙の保管・ケガ人へのコピーの提供

3 保険期間と手続き期間

保険始期月	手続き期間(締切日厳守)	保険期間
2021年4月	2021年1月15日～3月15日	2021年4月1日午後4時から翌年の同月1日午後4時までの1年間

※ただし新規加入の場合は午前0時から補償が開始されます。

4 加入の手続き

- ①**団体保険のため個人の加入依頼はできません。**加入は所属の老人クラブで「保険担当者」を決めてお手続きください。
- ②**加入依頼には専用の加入依頼書類が必要です。**下記事項を記載のうえFAX・ハガキ等書面でご請求ください。
【記載事項】①郵便番号②住所③老人クラブ名④保険担当者氏名⑤加入予定人数⑥「老人クラブ傷害保険加入依頼書送付希望」と明記ください。
- ③**手続きには掛金の払込みと加入依頼書の郵送が必要です。**加入依頼方法の詳細は、専用の加入依頼書類に記載されています。
- ④加入を希望する会員の氏名(カタカナ)・性別・職種級別(*)を加入依頼書に記載してください。
クラブ内に同姓同名の会員がいる場合は、氏名の右隣りに生年月日を記載ください。
(*) 職種級別・・・職業の傷害リスクに基づいて「A級」「B級」に分類されます。
「A級」・・・無職・事務職(傷害リスクの低い職業)等です。
「B級」・・・下記記載の職種(傷害リスクの高い職業)となります。

ご注意 ●職種級別Bに該当する方●

「自動車運転者」「建設作業者」「農林業作業者」「漁業作業者」「採鉱・採石作業者」「木・竹・草・つる製品製造業者」(以上、6職種)

詳しくは取扱代理店もしくは引受保険会社にお問い合わせください。

- ⑤6つの掛金タイプから1人1口を選択**(複数口加入はできません)**
- ⑥⑤の選択に従い、掛金(1年分)を保険担当者に取りまとめ、郵便局(ゆうちょ銀行)から専用払込用紙で払込みをしてください。
- ⑦**老人クラブ・個人には保険証券・領収書は発行されません。**保険担当者が保管する郵便局発行の受領証と加入依頼書控えが加入の証明になります。
- ⑧保険加入依頼後約3週間以内に【保険金請求のしおり】が保険担当者宛に一括送付されます。加入者にお渡しいただき備忘録としてご活用ください。(保険証券や領収書ではありません。紛失しても補償に影響しません)

5 補償内容について

パンフレットと併せてご覧ください。

- 下記傷害におけるケガには、有毒ガスまたは有毒物質による急性中毒を含みます。但し、細菌性食中毒(病原性大腸菌等)およびウイルス性食中毒(ノロウイルス等)は含みません。(クラブ活動中の飲食等が原因で発生した細菌性食中毒およびウイルス性食中毒に限り補償対象となります。活動型では掛金500円、1,000円タイプの補償内容となります。また、24時間型では3,500円タイプは活動型の500円タイプ、5,000円、8,000円タイプは活動型の1,000円タイプ、12,000円タイプは2,000円タイプの活動型部分の掛金が含まれていますので、その範囲での補償となります。)
- (12,000円タイプ、8,000円タイプのみ) 地震・噴火またはこれらによる津波によって生じたケガも補償されます。
- (12,000円タイプのみ) 急激かつ外来による熱中症も補償されます。
- 保険金支払の対象となっていない身体に生じた障害の影響等によって、保険金を支払うべきケガの程度が重大となった場合は、東京海上日動は、その影響がなかったときに相当する金額をお支払いします。
- 2020年10月より民法(債権法)改正により、「錯誤による意思表示」の効果が「無効」から「取消」に変更されます。これに伴い、保険契約の締結の際に告げられた年齢または生年月日に誤りがあった場合の対応について、「無効とする」と定めていたものを「取り消しすることができる」へ変更します。

補償項目	保険金をお支払いする主な場合	お支払いする保険金
死亡保険金	24時間型にご加入の場合は、下記の「国内でクラブ活動中(往復途上を含みます)の急激かつ偶然な外来の事故(*)」を「急激かつ偶然な外来の事故」と読み替えてください。	死亡・後遺障害保険金額の全額をお支払いします。 (注)すでに支払った後遺障害保険金がある場合は、死亡・後遺障害保険金額からすでに支払った金額を控除した残額をお支払いします。
後遺障害保険金	国内でクラブ活動中(往復途上を含みます)の急激かつ偶然な外来の事故(*)によりケガをされ、事故の日からその日を含めて180日以内に身体に後遺障害が生じた場合	後遺障害の程度に応じて、死亡・後遺障害保険金額の4%~100%をお支払いします。 (注)【活動型】保険期間(保険のご契約期間)を通じ合算して死亡・後遺障害保険金額が限度となります。 【24時間型のうち老人クラブ活動中以外の補償額部分】1事故について死亡・後遺障害保険金額が限度となります。(*1)
入院保険金	国内でクラブ活動中(往復途上を含みます)の急激かつ偶然な外来の事故(*)によりケガをされ、医師の治療を必要とし、事故の日からその日を含めて180日以内に入院された場合	入院保険金日額に入院した日数(実日数)を乗じた額をお支払いします。ただし、事故の日からその日を含めて180日を経過した後の入院に対しては入院保険金はお支払いできません。また、支払対象となる「入院した日数」は、1事故について30日が限度となります。 ※入院保険金が支払われる期間中、さらに別の急激かつ偶然な外来の事故によりケガをされても入院保険金は重複してはお支払いできません。
手術保険金	国内でクラブ活動中(往復途上を含みます)の急激かつ偶然な外来の事故(*)によりケガをされ、治療を目的として、公的医療保険制度に基づく医師診療報酬点数表により手術料の算定対象として列挙されている手術(*2)または先進医療(*3)に該当する所定の手術を受けられた場合	入院保険金日額の10倍(入院中の手術)または5倍(入院中以外の手術)の額をお支払いします。ただし、1事故について事故の日からその日を含めて180日以内の期間に受けた手術に限りです。また、1事故に基づくケガについて、1回の手術に限りです(*4)。
通院保険金	国内でクラブ活動中(往復途上を含みます)の急激かつ偶然な外来の事故(*)によりケガをされ、医師の治療を必要とし、事故の日からその日を含めて180日以内に通院(往診を含みます)された場合	通院保険金日額に通院した日数(実日数)を乗じた額をお支払いします。ただし、事故の日からその日を含めて180日を経過した後の通院に対しては、通院保険金はお支払いできません。また、支払対象となる「通院した日数」は、1事故について30日が限度となります。 ※入院保険金と重複してはお支払いできません。また、通院保険金が支払われる期間中、さらに別の急激かつ偶然な外来の事故によりケガをされても通院保険金は重複してはお支払いできません。 ※通院しない場合であっても、医師の指示により所定の部位の骨折等によりギプス等(*5)を常時装着した日数についても、「通院した日数」に含まれます。ただし、診断書にギプス等(*5)を装着した旨の医師の証明が記載しており、かつ、診療報酬明細書にギプス等(*5)の装着に関する記載がなされている場合に限りです。

(*1)【24時間型】は老人クラブ団体傷害保険特約付帯傷害保険と総合生活保険(傷害補償)を組み合わせています。

(*2) 傷の処置や抜歯等お支払いの対象外の手術があります。

(*3) 「先進医療」とは、公的医療保険制度に定められる評価療養のうち、厚生労働大臣が定める先進医療(先進医療ごとに厚生労働大臣が定める施設基準に適合する病院または診療所等において行われるもの)に限り、をいいます(詳細については厚生労働省のホームページをご参照ください)。なお、療養を受けた日現在、公的医療保険制度の給付対象になっている療養は先進医療とはみなされません(保険期間中に対象となる先進医療は変動する可能性があります)。

(*4) 1事故に基づくケガに対して入院中と入院以外の両方の手術を受けた場合には、入院保険金日額の10倍の額のみお支払いします。

(*5) ギプス、ギプスシーネ、ギプスシャーレ、副子・シーネ固定、創外固定器、PTBキャスト、PTBブレース(下肢骨折後に装着したものに付き、骨癒合に至るまでの医師が装着を指示した期間が診断書上明確な場合に限り)および三内式シーネをいいます。

補償項目	保険金をお支払いする主な場合
特定感染症危険補償特約	<p>【対象タイプ】</p> <p>12,000円タイプ</p> <p>8,000円タイプ</p> <p>5,000円タイプ</p> <p>3,500円タイプの24時間型全タイプ</p> <p>※活動型は対象外です。</p> <p>特定感染症の発病によって以下のような状態となった場合</p> <ul style="list-style-type: none"> ■発病の日からその日を含めて180日以内に身体に後遺障害が生じた場合 ■医師等の治療を必要とし、発病の日からその日を含めて180日以内に入院(感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(感染症予防法)の規定による就業制限を含みます)された場合 ■医師等の治療を必要とし、発病の日からその日を含めて180日以内に通院(往診を含みます)された場合 <p>傷害補償のうちの後遺障害保険金、入院保険金、通院保険金の各保険金をお支払いします(なお、お支払い内容の詳細は、傷害補償の各保険金をご確認ください)。</p> <p>※特定感染症とは・・・「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(感染症予防法)」に規定する一類感染症、二類感染症、三類感染症または政令によりこれらの感染症と同程度の措置が講じられている指定感染症をいいます。</p>

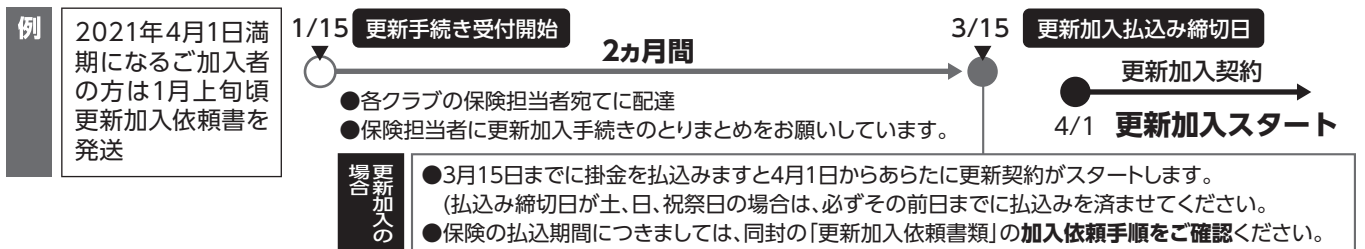
補償項目	保険金をお支払いする主な場合	お支払いする保険金															
個人賠償責任	<p>国内外において以下のような事由により、保険の対象となる方が法律上の損害賠償責任を負う場合</p> <ul style="list-style-type: none"> ■日常生活に起因する偶然な事故により、他人にケガ等をさせたり他人の財物を壊した場合 ■保険の対象となる方が居住に使用する住宅の所有、使用または管理に起因する偶然な事故により、他人にケガ等をさせたり他人の財物を壊した場合 ■電車等*1を運行不能にさせた場合 ■国内で受託した財物(受託品)*2を壊したり盗まれた場合 <p>*1 自動車、電車、気動車、モノレール等の軌道上を走行する陸上の乗用車をいいます。</p> <p>*2 以下のものは受託品には含まれません。</p> <p>自動車、原動機付自転車、自転車、船舶、サーフボード、ラジコン模型、携帯電話、ノート型パソコン、コンタクトレンズ、眼鏡、手形その他の有価証券、クレジットカード、設計書、帳簿、動物や植物等の生物、乗車券、航空券、通貨、貴金属、宝石、美術品、データやプログラム等の無体物、1個または1組で100万円を超える物</p> <p>※国内での事故(訴訟が国外の裁判所に提起された場合等を除きます)に限り示談交渉は原則として東京海上日動(以下「弊社」といいます。)が行います。</p> <p>※弊社との直接折衝について相手方の同意が得られない場合や保険の対象となる方に損害賠償責任がない場合等には、弊社は相手方との示談交渉はできませんのでご注意ください。</p> <p>※他の保険契約または共済契約から保険金または共済金が支払われた場合には、保険金が差し引かれることがあります。</p> <p>※記載している保険金以外に事故時に発生する様々な費用について保険金をお支払する場合があります。</p> <p>※保険の対象となる方またはそのご家族が、補償内容が同様の保険契約を他にご契約されているときには、補償が重複することがあります。ご加入にあたっては補償内容を十分ご確認ください。</p>	1事故について保険金額を限度に保険金をお支払いします。(国内・国外含む)															
保険の対象となる方(被保険者)の範囲	<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>傷害補償</th> <th>個人賠償責任</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>① ご本人*1</td> <td>○</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>② ご本人*1の配偶者</td> <td>—</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>③ ご本人*1またはその配偶者の同居のご親族</td> <td>—</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>④ ご本人*1またはその配偶者の別居の未婚のお子様</td> <td>—</td> <td>○</td> </tr> </tbody> </table> <p>【【保険の対象となる方(被保険者)について】における用語の解説】</p> <p>(1) 配偶者: 婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある方および戸籍上の性別が同一であるが婚姻関係と異なる程度の実質を備える状態にある方を含みます(以下の要件をすべて満たすことが書面等により確認できる場合に限りです。婚姻とは異なります。)</p> <p>① 婚姻意思*2を有すること ② 同居により夫婦同様の共同生活を営んでいること</p> <p>(2) 親 族: 6親等以内の血族および3親等以内の姻族をいいます(配偶者を含みません。)</p> <p>(3) 未 婚: これまでに婚姻歴がないことをいいます。</p> <p>*2 戸籍上の性別が同一の場合は夫婦同様の関係を将来にわたり継続する意思をいいます。</p>		傷害補償	個人賠償責任	① ご本人*1	○	○	② ご本人*1の配偶者	—	○	③ ご本人*1またはその配偶者の同居のご親族	—	○	④ ご本人*1またはその配偶者の別居の未婚のお子様	—	○	<p>※保険の対象となる方ご本人またはその配偶者との続柄は、損害の原因となった事故発生時におけるものをいいます。</p> <p>※個人賠償責任において、ご本人*1または保険の対象となる方が責任無能力者である場合は、責任無能力者の親権者およびその他の法定の監督義務者等も保険の対象となる方を含みます(責任無能力者に関する事故に限り)。</p> <p>*1 加入依頼書に記載された方をいいます(老人クラブ会員に限り)。</p>
	傷害補償	個人賠償責任															
① ご本人*1	○	○															
② ご本人*1の配偶者	—	○															
③ ご本人*1またはその配偶者の同居のご親族	—	○															
④ ご本人*1またはその配偶者の別居の未婚のお子様	—	○															

6 保険金をお支払いしない主な場合

傷 害 補 償	<ul style="list-style-type: none"> ●病気または病気を原因とする症状の治療。(ただし、24時間型の12,000円、8,000円、5,000円、3,500円タイプについて、特定感染症危険補償特約の対象となる場合を除きます。) ●むちうち症、腰痛などで自覚症状しかないもの(医学的他覚所見のないもの)。 ※医学的に明確な判定ができない症状については、むちうち症・腰痛等に限らず補償の対象となりません。 ●急性性、偶然性、外来性いずれかまたはすべてを欠く慢性疾患、骨粗しょう症、熱中症、靴擦れ、日焼け、職業病、テニス肩など。(ただし、12,000円タイプは熱中症はお支払い対象となります。) ●保険契約者(活動型のみ対象)、被保険者(単位老人クラブ会員)の故意または重大な過失によるケガ。 ●補償金(保険金)の受取人の故意または重大な過失によって生じたケガ(その方が受け取るべき金額部分) ●けんかや自殺行為・犯罪行為によるケガ。 ●無免許運転、麻薬・危険ドラッグ等を使用している運転、酒気帯び運転をしている間に生じた事故によるケガ。 ●脳疾患、疾病、心神喪失によるケガ。 ●外科的手術などの医療処置(保険金が支払われるケガを治療する場合を除きます)によるケガ。 ●地震もしくは噴火またはこれらによる津波によるケガ。(ただし、12,000円タイプ、8,000円タイプはお支払い対象となります。) ●ピッケル等の登山用具を使用する山岳登山、ポプスレー、職務以外での航空機操縦、スカイダイビング、ハンググライダー搭乗などの危険な運動中のケガ。 ●猛獣取扱者(動物園の飼育係を含む)、プロボクサー、プロレスラー、ローラーゲーム選手、力士その他これらと同程度またはそれ以上の危険を有する職業 ●自動車等の乗用車を用いて競技、試運転、競技場でのフリー走行等を行っている間のケガ。 ●クラブ活動型加入の場合は、以下の場合においても保険金が支払われません。 <ol style="list-style-type: none"> ①日本国外のケガを原因とする治療、死亡・後遺障害 ②自宅から活動場所の往復が通常の経路を使用していない場合のケガを原因とする治療、死亡・後遺障害 ③老人クラブ組織の管理下にないクラブ活動中のケガを原因とする治療、死亡・後遺障害 ④老人クラブ組織の会則(名称の如何問わず)に基づく手続きなどを経ずに行われるクラブ活動中(その往復途上)のケガを原因とする治療、死亡・後遺障害 ⑤自宅(マンション、アパートなどの集合住宅は専用部、戸建ては敷地を含む)内でのケガを原因とする治療・死亡・後遺障害、ただし、老人クラブ管理下で、自宅を活動場所として供している場合は、支払対象とする場合があります。
	<ul style="list-style-type: none"> ●地震・噴火またはこれらによる津波によって発病した特定感染症 ●保険の対象となる方の故意または重大な過失によって発病した特定感染症 ●保険金の受取人の故意または重大な過失によって発病した特定感染症(その方が受け取るべき金額部分) ●保険の対象となる方の闘争行為、自殺行為または犯罪行為によって発病した特定感染症 ●傷害補償基本特約の規定により保険金をお支払いするケガに起因する特定感染症 ●保険期間の初日からその日を含めて10日以内に発病した特定感染症(更新契約の場合を除きます。)
特 定 感 染 症 危 険 補 償 特 約	等
個 人 賠 償 責 任	<ul style="list-style-type: none"> ●ご契約者または保険の対象となる方等の故意によって生じた損害 ●地震・噴火またはこれらによる津波によって生じた損害 ●職務の遂行に直接起因する損害賠償責任(仕事上の損害賠償責任*1)によって保険の対象となる方が被る損害 ●保険の対象となる方およびその同居の親族に対する損害賠償責任によって保険の対象となる方が被る損害 ●第三者との間の特別な約定により加重された損害賠償責任によって保険の対象となる方が被る損害 ●保険の対象となる方が所有、使用または管理する財物*2の損壊について、その財物について正当な権利を有する者に対する損害賠償責任によって保険の対象となる方が被る損害 ●心神喪失に起因する損害賠償責任によって保険の対象となる方が被る損害 ●航空機、船舶、車両*3または銃器の所有、使用または管理に起因する損害賠償責任によって保険の対象となる方が被る損害 ●以下のような事由により、その受託品について正当な権利を有する者に対する損害賠償責任によって保険の対象となる方が被る損害 <ul style="list-style-type: none"> ■保険の対象となる方の自殺行為、犯罪行為または闘争行為 ■差押え、収用、没収、破壊等国または公共団体の公権力の行使 ■受託品が通常有する性質や性能を欠いていること ■自然の消耗または劣化、変色、さび、かび、ひび割れ、虫食い ■受託品が有する機能の喪失または低下を伴わないすり傷、かき傷、塗料の剥がれ落ち、単なる外観上の損傷や汚損 ■受託品に対する加工や修理・点検等の作業上の過失または技術の拙劣に起因する損害 <ul style="list-style-type: none"> ■受託品の電氣的または機械的事故 ■受託品の置き忘れまたは紛失*4 ■詐欺または横領 ■風、雨、雪、雹(ひょう)、砂塵(さじん)等の吹き込みや浸み込みまたは漏入 ■受託品が委託者に引き渡された後に発見された受託品の損壊
	等
	<ul style="list-style-type: none"> *1 保険の対象となる方がゴルフの競技または指導を職業としている方以外の場合、ゴルフの練習、競技または指導*5中に生じた事故による損害賠償責任は除きます。 *2 受託品、ホテルまたは旅館等の宿泊が可能な施設および施設内の動産、ゴルフ場敷地内におけるゴルフ・カートを除きます。 *3 自転車やゴルフ場敷地内におけるゴルフ・カートを除きます。 *4 置き忘れまたは紛失後の盗難を含みます。 *5 ゴルフの練習、競技または指導に付随してゴルフ場、ゴルフ練習場敷地内で通常行われる更衣、休憩、食事、入浴等の行為を含みます。

7 更新加入の手続き<1月上旬にお知らせします。>

本保険は1年経つと満期になります。4月加入については1月上旬に「更新(新規)加入依頼書類」をそれぞれの老人クラブの保険担当者宛にお送りしますので、加入依頼手順をよくお読みいただきお手続きください。保険担当者に変更がある場合は更新の際に手続きをお願いします。



8 事故発生時の手続き

(1) 加入者自身がケガをされた場合

加入者がケガをされた場合は、あらかじめ保険担当者へ送付している「ケガの届出用紙」を保険会社に郵送してください。「ケガ」をしたら…医療機関で診察を受けてください。

①【ケガの届出用紙】を郵送してください。

治療中であっても、事故の日から速やかにケガの届出用紙を郵送してください。
(約3週間後)専用の【保険金請求書類】が、ケガをされた方宛てに、東京海上日動から届きます。

②ケガが治ってから【保険金請求書】を保険会社宛てに郵送してください。

③約2～3週間後【保険金】の受取り

保険金は、【保険金請求書】にご記入いただいた指定金融機関の口座に振込まれます。

※なお、個人情報保護法によりご本人以外からのお問い合わせには、お応えできない場合がございます。

※複数回ご請求がある方につきましては、事故原因等を調査させていただく場合がありますのでご了承ください。

※ケガの届出用紙・保険金請求書に記載の内容が事実と異なる場合には保険金をお支払いできない場合がありますのでご注意ください。

(2) 他人にケガ等をさせたり他人の財物を壊したことにより損害賠償責任を負う場合(同居の親族は他人に含まれません)

8,000円タイプ、12,000円タイプにご加入されている場合は、保険担当者から全国老人クラブ連合会保険係宛にご連絡ください。

9 加入手続き後の保険担当者交代、誤記入、返金等について

1. 保険担当者の交代

①クラブ名・クラブ番号 ②旧担当者氏名 ③新担当者氏名・郵便番号・住所・電話番号(平日の日中連絡の取れる番号)を明記のうえ郵送またはFAXもしくはメールで全老連保険係までお知らせください。(※全老連保険係からの受領連絡はいたしません。)

2. 加入依頼内容の誤りに気づいたら

「加入依頼書」の控え(②保険担当者保管用)を手書き訂正して、全老連保険係までFAX(ない場合はコピーを郵送)してください。(※全老連保険係では訂正完了の連絡はいたしません。)

3. 掛金払込後の取り消し・解約返金について(返金に関わる金融機関手数料等はご負担いただきます)

【取り消し】保険開始前に保険加入を取りやめる場合を取り消しといい、24時間型・活動型ともに原則返金可能です。

【解約】保険開始後に何らかの事情で解約をする場合、24時間型は原則返金可能です(活動中のケガに関する補償部分を除く)。ただし、保険開始後の経過日数や送金手数料によっては返金できない場合があります。活動型は老人クラブ団体傷害保険特約によりご返金できません。

4. 申し込み、変更等のお問い合わせに関する詳細は、全老連保険係宛にお願いします。



・デイリーサポート

自動セット

受付時間	・法律相談	: 10:00~18:00
いずれも土日 祝日、年末 年始を除く	・税務相談	: 14:00~16:00
	・社会保険に関する相談	: 10:00~18:00
	・暮らしの情報提供	: 10:00~16:00

 **0120-285-110**
FAX 03-3597-8767

法律・税務・社会保険に関するお電話でのご相談や暮らしのインフォメーション等、役立つ情報をご提供します。

法律・税務相談

提携の弁護士等が身の回りの法律や税金に関するご相談に電話でわかりやすくお応えします。また、ホームページを通じて、法律・税務に関するご相談を24時間電子メールで受け付け、弁護士等の専門家が電子メールでご回答します。

[ホームページアドレス] www.tokiomarine-nichido.co.jp/contractor/service/consul/input.html

※弁護士等のスケジュールとの関係でご回答までに数日かかる場合があります。

社会保険に関する相談

公的年金等の社会保険について提携の社会保険労務士がわかりやすく電話でご説明します。
※社会保険労務士のスケジュールとの関係でご回答までに数日かかる場合があります。

暮らしの情報提供

グルメ・レジャー情報・冠婚葬祭に関する情報・各種スクール情報等、暮らしに役立つ様々な情報を電話でご提供します。

この保険は公益財団法人全国老人クラブ連合会をご契約者とし、公益財団法人全国老人クラブ連合会の会員を保険の対象となる方とする団体契約です。保険証券を請求する権利は公益財団法人全国老人クラブ連合会が有します。保険契約を解約する権利等は原則として公益財団法人全国老人クラブ連合会が有します。

代理店は、弊社との委託契約に基づき、保険契約の締結・契約の管理業務等の代理業務を行っております。したがって、代理店との間で有効に成立したご契約については、弊社と直接締結されたものとなります。

このパンフレットは「老人クラブ傷害保険(老人クラブ団体傷害保険特約付帯傷害保険、総合生活保険(傷害補償))」の概要をご紹介したものです。ご加入にあたっては、必ず「重要事項説明書」をよくお読みください。ご不明な点等がある場合には、パンフレット等記載のお問い合わせ先までご連絡ください。

お問い合わせ・事故時の連絡先



公益財団法人 全国老人クラブ連合会 保険係

〒100-0013 東京都千代田区霞が関3-3-2 新霞が関ビル5階

受付時間 9:30から17:00まで(土、日、祝祭日、年末年始休)

加入依頼書等、
資料請求先

専用FAX 03-3597-8767

お問い合わせ
先
ご相談

03-3597-8770

ホームページ <http://www.senior-ltd.com/>

老人クラブ傷害保険

検索

メールアドレス hoken@senior-ltd.com

〈取扱代理店〉 有限会社 シニアサービス社 TEL.03-3597-8768

〈引受幹事保険会社〉 東京海上日動火災保険株式会社(担当課)医療・福祉法人部 法人第二課 TEL.03-3515-4144